

平成24年度補正予算「地域公共ネットワーク等強じん化事業」（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）公募要領

1 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業の概要

(1) 事業内容

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、有線網切断が想定される箇所等の一部無線化・複線化・ループ化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うもの。

(2) 実施主体

本事業を行う第三セクター法人

(3) 交付対象経費の範囲

伝送路設備、送受信装置、無線アクセス装置、監視制御・測定装置 等

(4) 交付額

事業費の3分の1を交付する。なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

- ア 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書【地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）様式第1号】
- イ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱 別紙1第2】
- ウ 工事概要書【交付要綱 別紙2】
- エ 見積書

(2) 提出部数等

正本1通に副本1通、CD-R（1枚）等の電子媒体を添えて提出すること。

(3) 提出期限・提出先

公募開始の日から、平成25年4月15日（月）午後2時（必着）までの間に、所管する総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

3 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- ア 交付要綱第3条（定義）で定める「補助目的」に合致していること
- イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
- ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取り、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において選定する。

(3) 交付決定

総務省は、上記(2)を踏まえ交付決定を行う。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成25年 5月中旬 外部有識者等からの意見聴取
5月中 交付決定

5 その他

交付要綱、公募要領等の関係資料は、総務省ホームページ（「放送政策の推進」の「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」

(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html)
に掲載。

6. 公募要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 高度化推進係
(担当：遠藤課長補佐、安齋係長、村上官)
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5799／ファックス：03-5253-5811